

[審査基準]

山村振興法第17条に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画を実施するために必要な資金の融通に関する取扱要領

昭和50年3月30日50構改第842号 農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成17年4月1日16農振第2247号 農林水産事務次官依命通知

第2 経営改善資金等の貸付を受けることができる農林業業者等について

経営改善資金等の貸付を受けることができる農林業業者等は、次の要件を備えた者とする。

- (1) 農林漁業の経営改善を図ろうとする意欲がおうせいであること。
- (2) 農林漁業の経営のための労働力が当該振興山村内の労働力を主体としており、当該振興山村外からの雇用労働力に依存する割合が少ないこと。
- (3) 本制度によらなければ農林漁業の経営改善又は振興の目的を達成することが困難であること。
- (4) 過疎地域自立促進法（平成12年法律第15号）第26条の規定に基づく都道府県知事の農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定を受けていないこと。

第4 経営改善計画等の認定について

1 都道府県知事は、法第17条の規定による経営改善計画等の認定をしようとするときは、省令第3条に掲げる基準を満たすことが必要であるが、認定に際しては、特に次の事項に留意すると共に、認定の迅速化に努めるものとする。

(1) 一般的留意事項

ア 経営改善計画等の認定申請者が、第2の農林漁業者等に該当する者であること。

イ 経営改善計画等の認定申請者の経営規模、労働力、生産装備及び償還能力並びに当該振興山村の自然的経済的条件に照らして経営の適正な改善が計画されており、その実行が可能なものであること。

ウ 振興計画の認定申請者の事業状況、資産及び負債の状況、収支計画並びに当該振興山村の自然的経営的条件に照らして、農林漁業の適正な振興計画が計画されており、その実行が可能なものであること。

エ 経営改善資金等により農林漁業施設等を共同して導入しようとする者等の経営改善計画等の認定に当たっては、あらかじめ当該施設等の共同利用に係る管理規程又は共同利用計画を提出させ、その内容の妥当性を検討すること。

オ 当該振興山村の山村振興計画の内容に沿った計画であること。

(2) 個別的留意事項

ア 農業に係る経営改善計画等については、原則として、次の諸点に配慮して計画されたものであること。

(ア) 経営改善計画の作目の選択については、主産地形成の方向等を配慮したものであること。

(イ) 経営改善計画の作物の栽培面積及び家畜の飼養頭羽数は、立地条件、飼料基盤等に応じた規模の拡大又は経営の合理化が計画されているものであること。

(ウ) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)に基づく市町村計画、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)に基づく果樹農業振興計画等のそれぞれの計画の内容に沿ったものであるとともに、強い農業づくり交付金に係る事業実施計画、元気な地域づくり交付金に係る元気な地域づくり計画等の内容との調和が図られているものであること。

イ 林業に係る経営改善計画等については、原則として、次の諸点に配慮して計画されているものであること。

- (ア) 経営改善計画について、人工造林特に拡大造林、林道の開設、経営規模の拡大等が計画されているものであること。
- (イ) 特用林産物、木炭、樹苗等の生産計画については、当該地域の立地条件に照らして適切なものであること。
- (ウ) 森林法(昭和26年法律第249号)に基づく地域森林計画の計画内容に沿ったものであるとともに、強い林業・木材産業づくり交付金に係る事業計画、元気な地域づくり交付金に係る元気な地域づくり計画等の内容との調和が図られているものであること。
- ウ 漁業に係る経営改善計画等については、原則として、次の諸点に配慮して計画されたものであること。
- (ア) 経営改善計画の漁船に係る計画については、その動力化、大型化又は性能向上が計画されているものであり、かつ、漁業調整、水産資源保護及び漁業経営の合理化等にも配慮されたものであること。
- (イ) 能率的な漁具又は漁法の導入等近代化が計画されているものであること。
- (ウ) 養殖業への転換が好ましいものについては、養殖兼業又は養殖業への転換が計画されているものであること。
- (エ) 経営改善計画の養殖に係る計画については、その経営規模の拡大等が計画されているものであること。
- (オ) 強い水産業づくり交付金に係る事業計画、元気な地域づくり交付金に係る元気な地域づくり計画等の内容との調和が図られているものであること。